

埼玉県スクールソーシャルワーカースーパーバイザー設置要綱

県立学校部生徒指導課

第1 趣 旨

スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）の職務及び勤務形態が特殊であるため、職務遂行にあたり、同じ専門職による助言、指導を受けるとともに、児童生徒に対するアセスメントの妥当性等について助言を受けることは、職務の継続性及び資質向上の観点から必要であることから、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー（以下、「SV」という。）を生徒指導課に設置する。

第2 委 嘱

1 委嘱

SVは、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識、経験を有する社会福祉士、精神保健福祉士の中から教育委員会が委嘱する。

2 任期

委嘱期間は1年以内の期間とし、委嘱年度の3月31日までとする。再任は妨げない。

第3 業 務

1 業務内容

SVは、生徒指導課長からの要請により、以下の業務を行う。

- (1) 埼玉県SSWに対する指導・支援・助言
- (2) 埼玉県SSWの資質向上に向けた研修会等の企画立案・運営支援
- (3) その他、緊急時における対応及び生徒指導課長が必要と認める事項

2 業務日数等

- (1) 教育委員会は、予算の範囲内でSVに支援を要請するものとする。
- (2) SVの業務従事時間は、1回につき6時間程度とする。
- (3) 業務に従事する日及び時間は、生徒指導課とSVの両者が協議して決めるものとする。

3 業務報告

SVは、業務内容を業務内容報告書（様式第1号）に記入し生徒指導課長に提出するものとする。

第4 報償費

- (1) SVの業務に係る費用は、予算の範囲内で教育委員会が負担する。
- (2) SVの報償費の額は、第3の1に定める業務1回につき3万円に、業務従事場所までの交通費相当を加えた金額とする。
- (3) 前(2)の交通費相当額は、非常勤職員の通勤に係る費用弁償の取り扱いについて（昭和55年12月25日人第837号）の例による。
なお、支給にあたっては、費用弁償に関する届（別紙様式第1号）及び費用弁償計算書（別紙様式第2号）により支給するものとする。

第5 その他

この要綱に係る事務は、生徒指導課が掌理する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。